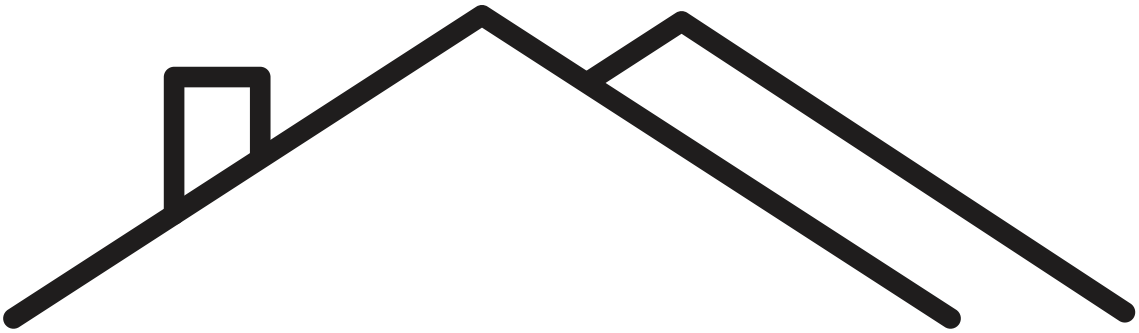
令和８年９月現在



逗子市保育士宿舎借り上げ支援事業

■令和８年度逗子市保育士宿舎借り上げ支援事業について

逗子市では、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的として、『保育士宿舎借り上げ支援事業』を実施し、民間の保育所等を運営する法人が保育士の宿舎を借り上げるために必要な費用の一部を補助しています。

【補助対象施設】

・私立の認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、認定こども園

・企業主導型保育事業

【補助対象職員】

保育士として保育所等に採用された日から起算して５年以内の常勤の保育士

【補助額】

月額75,000円（上限）を補助

※保育所等を運営する法人に対して補助金を交付するものであり、保育士個人に対して補助を行うものではありません。

※逗子市内の全ての私立認可保育所・小規模保育事業・家庭的保育事業・認定こども園、企業主導型保育事業が本事業を活用した宿舎借り上げを行っているものではありません。また、本事業ではなく法人独自で補助を行っている場合がありますので、各保育所等の実施状況については直接施設にお問い合わせください。

＜発行・お問い合わせ＞
逗子市　教育委員会　教育部　保育課
〒249-8686　神奈川県逗子市逗子5-2-16
ＴＥＬ：046-873-1111（内線：533）